

令和元（平成31）年分 市民税・県民税の 申告と相談

申告は3月16日までに



市ホームページにあります。
また、申告用紙を郵送すること
もできますので、希望する
人は税務課市民税担当へご連絡
ください。

申告が必要な人

市・県民税の申告が必要な
人は、令和2年1月1日現在、
市内に居住している人です。
ただし、次のいずれかに該
当する人は申告が必要ありま
せん。

- ①所得税の確定申告をする人
- ②給与所得のみで、勤務先か
ら市役所に給与支払報告書
が提出された人
- ③公的年金収入のほかに所得
がない人で、年金の源泉徴
収票に記載された控除に変
更がない人
- ④市内に居住している人の税
法上の扶養になっている人
のうち、所得課税証明を必
要としない人

申告の前に準備を

申告・相談会場は大変な混
雑が予想されます。事前に必
要な領収書などの計算を済ま
せてください。

混雑状況により、待ち時間
が長くなることがあります。
特に受付開始の最初の週や月
曜日は混み合うことが予想さ
れます。受け付けは終了の30
分前までに済ませてください。

申告用紙は、税務課（市役
所1階）、新里・黒保根支所、

令和元（平成31）年分の市
民税・県民税（市・県民税）
の申告と相談を受け付けます。
申告内容は、課税のための
資料となるほか、国民健康保
険税・後期高齢者医療保険
料・保育料などの基礎資料に
もなります。
申告をしないと、課税内容
の証明や保険料の算定などに
影響が出る場合があります。
申告が必要な人は、期限内に
必ず申告をしてください。
問い合わせ 税務課市民税
担当（☎内線226）、新
里支所市民生活課（☎

マイナンバーの記載が必要

社会保障・税番号制度（マ
イナンバー制度）の導入に伴
い、申告書には本人や扶養親
族、事業専従者のマイナンバ

ーを記載する必要があります。
申告のときは、マイナンバ
ーカードや番号確認書類（通
知カードやマイナンバーが記
載された住民票など）と本人
確認書類（運転免許証など）
をお持ちください。

郵送でも受け付けます

市・県民税の申告書は郵送
でも受け付けます。必要事項
を記入のうえ押印し、収入や
控除に関する各種証明書と併
せて、税務課市民税担当（〒
376-8501 桐生市役
所）へ提出してください。

書類に不備があるなど内容
を確認する場合がありますの
で、日中連絡が取れる電話番
号を必ず申告書に記入してく
ださい。

所得税の確定申告

市役所または新里・黒保根
支所で所得税の確定申告をす
る場合、利用者識別番号（ID）
の取得が必要です。ID
の取得手続きは、市役所と新
里・黒保根支所の申告会場で
できます。

今年度から、IDを使って
受け付けた申告書などは、市
から税務署へ電子提出します。
これにより、申告書への記
名・押印や一部添付書類の省
略、所得税還付手続きの期間

を短縮することができます。
すでにIDを取得している
人は、税務署から送付される
「確定申告のお知らせ」など
のIDが分かる書類をお持ち
ください。なお、IDは一度
取得すると、翌年以降改めて
取得する必要はありません。

税務署での確定申告が必要な人

次に該当する人は市では申
告できません。桐生税務署で
申告してください。

- ▼準確定申告（死亡した人の
申告）をする人
- ▼青色申告をする人
- ▼住宅借入金等特別控除の適
用を受ける人
- ▼土地・建物の売却による収
入があった人
- ▼株式の売却による収入があ
った人
- ▼雑損控除の適用を受ける人
- ▼繰越控除（純損失・雑損失）
の適用を受ける人
- ▼先物取引による収入があっ
た人
- ▼外国為替証拠金取引（FX）
による雑所得があった人
- ▼肉用牛の売却による所得が
あった人
- ▼山林所得があった人
- ▼修正・更正の請求をする人
- ▼贈与税・消費税の申告をす
る人

スマートフォンで 所得税の確定申告ができます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のスマートフォン（スマホ）専用画面から申告できる利用対象者の範囲が広がります。

対象＝2か所以上の給与所得がある人、年末調整が済んでいない人、年金収入や副業などの雑所得がある人など

平成31年1月以降、税務署の確定申告会場や窓口などでID・パスワードを取得している人は、令和元（平成31）年分の申告はスマホ専用画面からe-Tax^{インターネット}で申告することができます。

問い合わせ＝桐生税務署（☎22・3121自動音声に従い「2」を選択）

公的年金などの受給者は 確定申告が不要に

公的年金など収入金額の合計が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市・県民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や、確定申告書の提出が要件となっている控除（純損失や雑損失の繰り越し控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など、源泉徴収対象外の公的年金などを受給している人は、申告が必要になります。

問い合わせ＝桐生税務署（☎22・3121自動音声に従い「2」を選択）

医療費控除の添付書類

平成29年分の申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりましたが、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となりました。

税務署から記載内容の確認を求める場合がありますので領収書は5年間保存してください。

※令和元（平成31）年分の申告までは、従来どおり領収書の添付や提示で済むこともできますが、令和2年分以降は「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要です。

問い合わせ＝桐生税務署（☎22・3121自動音声に従い「2」を選択）

市・県民税の申告と相談場所

桐生市役所 ※土・日曜日を除く

期日	場所	時間	対象地区
2月25日（火） ～3月16日（月）	市役所6階 会議室	午前9時～ 午後4時	市内全地区

新里支所 ※土、日、祝日を除く

期日	場所	時間	対象地区
2月17日（月） ～28日（金）	新里総合 センター3階 第1会議室	午前9時～ 午後4時	市内全地区

黒保根支所 ※土、日、祝日を除く

期日	場所	時間	対象地区
2月17日（月）	黒保根支所 1階フロア	午前9時～ 午後3時	下田沢町会
2月18日（火）			水沼町会
2月19日（水）			上田沢町会
2月20日（木）			宿廻町会
2月21日（金） ～28日（金）		午前9時～ 正午	市内全地区

公民館

期日	場所	時間	対象地区
2月17日（月）	梅田公民館	午前9時～ 午後1時	市内全地区
	菱公民館		
2月18日（火）	川内公民館		
2月19日（水）	相生公民館		
2月20日（木）	広沢公民館		
2月21日（金）	境野公民館		